－今号の目次－

* 公的価格の検討の動きについて 1

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　公的価格の検討の動きについて**

政府は、成長戦略と分配戦略を車の両輪として、新しい資本主義を実現するとしています。分配戦略の柱の一つとして、保育や介護などの現場で働いている人の収入を増やすため、公的価格の在り方を抜本的に見直すとして、各種会議での議論が開始されています。

まず、令和3年11月8日に、「新しい資本主義実現会議」（議長：岸田総理）が、「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」をとりまとめました。

同提言は、「公的価格の在り方の抜本的見直し」として、保育や介護などの現場で働いている方々の収入を増やしていくため、「公的価格の在り方の抜本的見直しを検討する」こと、「これに先立ち、経済対策等において、必要な措置を行い前倒しで引き上げを実施する」ことを明記しています。

|  |
| --- |
| 新しい資本主義実現会議（11/8）資料より抜粋、下線は全保協事務局による２．公的部門における分配機能の強化（１）公的価格の在り方の抜本的見直し①看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくための公的価格の在り方若い世代の将来への不安を解消することは、消費の拡大につながり、成長と分配の好循環を支える基盤となる。人生100年時代の到来を見据え、子どもから子育て世代、お年寄りまで、全ての方々が安心して生活できる、全世代型社会保障の構築に取り組む。このため、新たに全世代型社会保障構築会議を立ち上げる。新型コロナウイルス感染症や少子高齢化への対応の最前線におられる、看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくため、全世代型社会保障構築会議の下に公的価格評価検討委員会を設置し、公的価格の在り方の抜本的見直しを検討する。これに先立ち、経済対策等において、必要な措置を行い前倒しで引き上げを実施する。■ 内閣官房> 各種本部・会議等の活動情報 > 新しい資本主義実現本部／新しい資本主義実現会議https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\_sihonsyugi/index.html |

翌11月9日には、全世代型社会保障構築会議（座長：清家篤　全社協会長）と公的価格評価検討委員会（座長：増田寛也　東京大学公共政策大学院客員教授）の合同会議が開催されました。

賃上げに関しては、11月19日にも取りまとめられる「経済対策」において必要な措置を行い、前倒しで引き上げを実施することが確認されました。

岸田総理は、「その後の更なる引上げに向けて、各制度における公的価格の制度の比較、処遇改善につながる制度の見直し、処遇改善目標などを議論し、安定財源の確保と併せた道筋を考えていただき、年末までに中間整理を取りまとめ」ることを同委員会に指示しています。

なお、担当大臣である山際大志郎 経済再生担当大臣は、11月10日の記者会見において、9日の委員会がキックオフであり、賃金の引き上げ幅のイメージは現段階では決まっていないこと、年内に中間報告を示すというスケジュールを改めて説明しています。

|  |
| --- |
| ・看護・介護・保育・幼稚園などの現場で働く方々の収入の引上げは、最優先の課題・今回の経済対策（※11月19日とりまとめ予定）において、必要な措置を行い、前倒しで引上げを実施。・公的価格評価検討委員会においては、その後の更なる引上げに向けて、各制度における公的価格の制度の比較、処遇改善につながる制度の見直し、処遇改善目標などを議論し、安定財源の確保と併せた道筋を考えていただき、年末までに中間整理を取りまとめ【首相官邸HP】会議後、岸田総理発言より全保協事務局抜粋<https://www.kantei.go.jp/jp/100_kishida/actions/202111/09kaigi.html> |

なお、財政制度審議会（以下、財政審）（11月8日開催）においても、福祉分野の雇用情勢を踏まえ、保育や介護現場で割合の高い女性・非正規雇用への対応という点からも、国による分配機能を強化し、処遇の改善を図ることに意義はあると議論されています。

|  |
| --- |
| 財政制度分科会配付資料「社会保障（参考資料）」より全保協事務局抜粋医療・福祉分野における女性・非正規雇用* 産業別・雇用形態別・性別による雇用者数を見ると「医療・福祉」分野では雇用者全体に占める女性雇用者の割合が高い特徴があり、また、男性雇用者総数より女性非正規雇用労働者の方が多い。
* このような成長の恩恵を必ずしも受けられていない女性・非正規雇用の方々が多い分野において、国による分配機能を強化し、処遇の改善を図ることは意義がある。

保育分野における処遇改善の取組* 保育分野においては、平成25年度以来、累計で最大月額8万円程度の保育士の処遇改善の取組を行い、女性保育士と全産業（女性）との差額は0.8万円まで縮小した。
* 具体的には、平均経験年数などに応じた処遇改善等加算Ⅰ、技能・経験等に応じた処遇改善等加算Ⅱの仕組みが講じられてきたが、そのいずれについても事業者の収入となりながらも保育士の賃金引上げに充てられなかった事例が会計検査院より指摘されるなど、保育士の実際の賃金引上げにつながる実効的な仕組みを模索する必要がある。

■ 財務省 > 財務省について > 審議会・研究会等 > 財政制度等審議会 > 財政制度等審議会財政制度分科会 > 議事要旨・提出資料等 > 財政制度分科会提出資料 > 財政制度分科会（令和3年11月8日開催）資料一覧https://www.mof.go.jp/about\_mof/councils/fiscal\_system\_council/sub-of\_fiscal\_system/proceedings/material/20211108zaiseia.html |

財政審で「女性保育士と全産業(女性)との差額は0.8万円まで縮小」ということだけが言われているものものの、保育士(男女)と全産業(男女)で比較した場合には9.4万円の差額があります。諸外国との比較でも、わが国の医療・福祉分野の賃金は最低基準で推移しており、さらに、医療・福祉分野で賃金水準が低いのは、保育や介護の現場であると指摘されていることからも、全保協では、引き続き処遇改善について要望していきます。